

別表 2

採択要件の優先順位付け

1 基礎ポイント

成果目標の高さに応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。

(1) 国産原材料の供給力の向上

生産者、中間事業者及び食品製造業者等間の各取引段階における、成果目標を、それぞれ以下の算式によりポイント付けし、これらのポイントの平均値を協議会の基礎ポイントとする。

<p>ア 協議会の生産者が生産した加工・業務用原材料及びこれを使用した製品等の協議会内への出荷量（以下「協議会内出荷量」という。）をそれぞれ10%以上増加させること。</p>	<p>$y = \{ (x - 10) / 45 \} + 1$ y : ポイント、x : 増加率 (%) 注1 : 増加率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出し、ポイント付けは小数点第1位まで行う。 2 : 3ポイントを上限とする。</p> <p>例 : 左記の出荷量が 100%以上増加・・・3ポイント 10%増加・・・1ポイント</p>
<p>イ 当該品目について、加工・業務用仕向け取引に初めて取り組む場合等、アの目標値の算出が不可能な取引段階がある場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5%以上とすること。</p>	<p>$y = \{ (x - 5) / 22.5 \} + 1$ y : ポイント、x : 割合 (%) 注1 : 割合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出し、ポイント付けは小数点第1位まで行う。 2 : 3ポイントを上限とする。</p> <p>例 : 左記の出荷量の割合が 50%以上・・・3ポイント 5%・・・1ポイント</p>

(2) 国産原材料の供給連鎖による付加価値の向上

生産者、中間事業者及び食品製造業者等の各段階における成果目標を、それぞれ以下の算式によりポイント付けし、これらのポイントの平均値を協議会の基礎ポイントとする。

<p>ア 協議会の生産者が生産した加工・業務用原材料及びこれを使用した製品等の協議会内への販売額及びサプライチェーンの最終段階に位置づけられる食品製造業者等については協議会外への販売金額（以下「協議会内販売金額」という。）をそれぞれ5%以上増加させること。</p>	<p>$y = \{ (x - 5) / 22.5 \} + 1$ y : ポイント、x : 増加率 (%) 注1 : 増加率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出し、ポイント付けは小数点第1位まで行う。 2 : 3ポイントを上限とする。</p>
--	---

	<p>例：左記販売金額が 50%以上増加・・・3ポイント 5%増加・・・1ポイント</p>
<p>イ 当該品目について、加工・業務用仕向け取引に初めて取り組む場合等、アの目標値の算出が不可能な段階がある場合は、当該段階における全販売金額のうち、協議会内販売金額の割合を3%以上とすること。</p>	<p>$y = \{ (x - 3) / 18.5 \} + 1$ y：ポイント、x：割合（%） 注1：割合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出し、ポイント付けは小数点第1位まで行う。 2：3ポイントを上限とする。</p> <p>例：左記の販売金額の割合が 40%以上・・・3ポイント 3%・・・1ポイント</p>

2 加算ポイント

以下に当てはまる場合は、各0.5ポイントずつ加算を行うものとする。

- ① 協議会に中間事業者と直接取引を行う生産者が複数含まれる場合
高度な中間事業者機能の発揮についての評価
- ② 協議会に中間事業者と直接取引を行う食品製造業者等が複数含まれる場合
高度な中間事業者機能の発揮についての評価
- ③ 地区推進事業において、生産者、中間事業者及び食品製造業者等の全ての段階で、付加価値を積み上げるための具体的な取組がなされる場合
高度なサプライチェーンの構築についての評価
- ④ 食品製造業者等が、協議会の生産者が生産した加工・業務用原材料を新規用途又は新商品に活用する場合
新たな需要喚起に資する取組についての評価

3 事業の必要性ポイント

事業の趣旨に照らし、以下について、「A：極めて高い（+1）」、「B：高い（±0）」、「C：普通（-1）」で評価する。なお、①から③まで全てCの評価であった場合は、ポイント数にかかわらず不採択とする。

- ① 緊急性
社会的・経済情勢の変化等を踏まえ、国として緊急的に支援すべき取組内容についての評価
- ② モデル性
先導性や取組内容の新規性、先進性等についての評価
- ③ 波及性
広域的な波及効果、国全体としての国産原材料供給力に対する影響力の大きさ等についての評価

4 政策的必要性ポイント

- ① 自給率の向上
自給率向上に資する品目（野菜では指定野菜又は特定野菜）で、生産者が協議会へ

供給する作物の面積又は数量を一定以上増加させているもの。

- ・ 50ha 又は1000トン以上増加・・・3ポイント
- ・ 40ha 又は800トン以上増加・・・2.5ポイント
- ・ 30ha 又は600トン以上増加・・・2ポイント
- ・ 20ha 又は400トン以上増加・・・1.5ポイント
- ・ 10ha 又は200トン以上増加・・・1ポイント

② 外国産からの切替え

中間事業者又は食品製造業者が、自給率向上に資する品目（野菜では指定野菜又は特定野菜）について、事業対象の品目の取扱いを本事業の実施により外国産から国産に切り替えるもの。

- ・ 全量国産に切り替える場合・・・2ポイント
- ・ 5割以上国産に切り替える場合・・・1ポイント

③ サプライチェーン構築についての継続的な取組

本事業による取組を継続実施しているもの。

- ・ 平成22年度から取組を実施し、事業実施計画で設定した成果目標以上の成果が期待できる場合・・・2ポイント
- ・ 平成23年度から取組を実施し、事業実施計画で設定した成果目標以上の成果が期待できる場合・・・1.5ポイント
- ・ 取組が継続しているもので、上記以外の場合・・・1ポイント

④ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）の取組

国産原材料供給・利用協議会の主たる生産者又は生産者団体が、六次産業化法第5条に基づく総合化事業計画の認定を受けている又は認定を受けることが確実と見込まれる場合・・・2ポイント

⑤ 女性の参画促進

- ・ 女性が国産原材料供給・利用協議会の代表である場合
- ・ 国産原材料供給・利用協議会の生産者又は生産者団体に女性が1割以上含まれる場合
- ・ 国産原材料供給・利用協議会の構成員に農業協同組合、農業協同組合連合会が含まれる場合は、当該組織における女性役員が1割以上含まれる場合
- ・ 国産原材料供給・利用協議会の構成員に農業生産法人が含まれる場合は、当該組織における女性の役員が1割以上含まれる場合
- ・ ・ ・ 上記に2つ当てはまる場合 : 2.0ポイント
- ・ ・ ・ 〃 1つ以上 〃 : 1.5ポイント